



# 日常生活を取り戻す！ 市民への支援



## 便乗詐欺に注意!!

以下のような詐欺が発生しています。同様の連絡があった場合は東入間警察署 (☎049-269-0110) へご連絡ください。

### 感染症に便乗した詐欺

次のような不審電話がかかってきたら慌てず電話を切り、警察へ通報してください。

▶家族を騙り、「今から感染症の検査を受ける。結果が出たら連絡する」などと言い、後に現金を要求する。

▶市役所職員を騙り、「マスクと助成金の給付がある」「還付金がある」などと言い、ATMでお金を振り込ませようとする。

▶市役所職員を騙り、「ウイルスを除去する機械の取付け工事をする」などと言い、高額な工事代金を請求する。

### 特別定額給付金の給付を装った詐欺

市区町村や総務省が以下のことを行うことはありません。

- ATMの操作の依頼
- 手数料の請求
- メールに記載のURLからの申請手続き

また、以下の点も「教えない」「渡さない」を徹底してください。

- 暗証番号
- 通帳
- 口座番号
- マイナンバー
- キャッシュカード

 **住居確保給付金**  
 関 富士見市社会福祉協議会 ☎049-254-0747

これまでの本制度が拡充され、感染症の影響による収入の減少により住居を失う恐れがある方にも一定期間家賃相当額を支給できるようになりました。

**対象** 次のいずれかに該当する方

- 離職または廃業後2年以内の方
- 本人の責または都合によらず、休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方

**支給期間** 3か月

※収入要件や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

 **緊急小口資金等特例貸付**  
 関 富士見市社会福祉協議会 ☎090-6303-8918  
 ☎090-6304-8537

感染症の影響による収入の減少で生活資金にお困りの方に、埼玉県社会福祉協議会の審査の後、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を行います。申込みを希望する場合は事前にご連絡ください。

**対象** 感染症の影響による休業や失業、収入の減少で生活が困窮している方

 **市独自 特設法律相談**  
 関 人権・市民相談課 ☎☎272

感染症に関連した就労や経済的な問題に弁護士が無料で電話による相談に応じます(要予約)。※書類確認を要する場合は面談可

**とき** 6月26日(金)・7月8日(水)・17日(金)・22日(水)・29日(水)午前9時～正午(1枠30分)

**場所** 市役所2階相談室(面談の場合)

## 特別定額給付金の給付状況について

関 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎049-265-6621

提出された申請書の内容審査の後、順次口座への振込みを行っており、対象者の9割程度の振込みが完了しました。振込みが完了すると、通帳などの記載欄に「フジミシキユウフキン」と記入されます。迅速に給付を行うため、給付決定の通知は行いませんので、通帳などをご確認ください。振込みは申請書の受領後おおむね2～3週間後となります。

**申請期限** 令和2年8月21日(金)  
 ※郵送申請の場合は同日消印有効

制度の概要など、詳しくは申請書に同封した書類や市ホームページをご覧ください。



## 緊急支援策のお知らせ

今月号では、市議会5月臨時会で可決された補正予算に含まれる新型コロナウイルス感染症(本特集では「感染症」に省略)に関する緊急支援策(第一弾)の内容を中心にお知らせします。

緊急支援策(第一弾)は、市の独自施策である「スクスク子育て応援特別給付金」や「中小企業者向け富士見市セーフティ小口融資」のほか、市民生活や事業のさまざまな相談など、市民の皆さんの暮らしを支える支援策です。本特集に記載したものの以外の支援もありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 支援策は今後も随時追加します

市議会6月定例会に提案した補正予算に含まれる緊急支援策(第二弾)や、今後追加実施する第三弾以降の支援策は、広報「富士見」や市ホームページで随時お知らせします。



# 新型コロナウイルス感染症に関する支援について

## 子どもの笑顔を取り戻す！ 子育て世帯への支援

 **市独自 スクスク子育て応援特別給付金**  
 関 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎049-265-6621

市独自の子育て応援施策として、国の特別定額給付金の基準日(令和2年4月27日)の翌日～12月31日に生まれた子を対象に、1人あたり10万円の給付金を支給します。

**申請できる方** 次のすべてに該当する方

- 令和2年4月27日時点で市に住民登録があり、令和2年4月28日～12月31日に子どもを出産した方
- 給付金の申請日まで継続して母子ともに市に住民登録がある方

**給付額** 期間内に生まれた新生児1人につき10万円

**申請方法** 次の①に記入し、②③を添えて郵送してください。

- ①富士見市スクスク子育て応援特別給付金支給申請書
- ②申請者(出産した方)の公的身分証の写し
- ③申請者(出産した方)名義の通帳などの写し

**申請期限** 令和3年3月末日

申請書は、出生届に基づき、出産した方(母親)宛てに郵送します。

# 税の減免など

各施策の申請方法など、詳しくは担当課へお問い合わせください。

**市税などの徴収猶予の特例制度**  
 問 収税課 ☎361

感染症の影響で事業などの収入に相当の減少があった場合、1年間地方税の徴収の猶予を受けられます。個人・法人の別や規模は不問で、担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

- 対象** 次のすべてに該当する納税者・特別徴収義務者
- 感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少した方
  - 一時に納付または納入することが困難な方(※)
- ※申請者の状況を配慮します。

**対象の地方税**  
 納期限が令和2年2月1日～令和3年1月31日の市・県民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税など

**申請期限**  
 各納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)

**傷病手当金の支給**  
 問 保険年金課 健康保険係 ☎320  
 老人医療係 ☎321

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者が感染症に感染または感染疑いにより次のすべてに該当する場合、傷病手当金を支給しますのでお問い合わせください。

- 対象**
- 勤務先から給与などの支払いを受けている方
  - 感染症に感染または感染が疑われる発熱などの療養のため就労できず、給与などの全部または一部の支払いを受けることができない方



|             |                                    |                                      |                              |
|-------------|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| <b>減免制度</b> | <b>国民健康保険</b><br>問 保険年金課 国保税係 ☎316 | <b>後期高齢者医療</b><br>問 保険年金課 老人医療係 ☎311 | <b>介護保険</b><br>問 高齢者福祉課 ☎392 |
|-------------|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|

国民健康保険、後期高齢者医療または介護保険の被保険者で、感染症の影響で次のいずれかに該当する世帯に属する方は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されますので、お問い合わせください。

- 対象**
- 感染症で主たる生計維持者(国民健康保険・後期高齢者医療は世帯主)が死亡または重篤な傷病(※)を負った世帯
- ※1か月以上の治療を要するなど、病状が著しく重い場合
- 感染症の影響による主たる生計維持者の収入減少の見込みが次のすべてに該当する世帯(介護保険料は③を除く)
    - ① 事業・不動産・山林・給与のいずれかの収入が、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
    - ② 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
    - ③ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

**対象保険税(料)** 納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日のもの  
**申請期限** 保険税(料)によって異なります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

# 活気ある経済を取り戻す！ 事業者への支援

**市独自 中小企業者向け富士見市セーフティ小口融資**  
 問 産業振興課 ☎253

感染症の影響で経営に支障が生じている中小企業者を支援するため、新たな融資制度を創設しました。この融資制度は、市が融資の申込みを受け付け、取扱金融機関に融資のあっせんを行うものです。詳しくは市ホームページをご覧ください。

**申込期限** 7月31日(金)  
**申込先** 産業振興課

- 【融資の概要】**
- 信用保証料(一括支払いの場合は全額、分割支払いの場合は初回分)と利子(2年間)を全額補助
  - 融資限度額：1,000万円
  - 融資期間：7年以内
  - 据置期間：1年以内
  - 貸付利率：年1.0%
  - 信用保証料：年0.77%以内、年0.65%以内
- 【主な資格要件】**
- 市内の中小企業者で、次の法人または個人であること  
 法人：事業所を市内に6か月以上有し、同一の業種の事業を1年以上継続して営んでいること  
 個人：住所および事業所を市内に6か月以上有し、同一の業種の事業を1年以上継続して営んでいること
  - セーフティネット保証4号または5号の認定を受けていること

**市独自 事業者向け相談窓口** 問 産業振興課 ☎253

**富士見市 緊急経営相談**

**経営に関するアドバイスなど**  
 中小企業診断士に経営状況の分析や資金繰りなどについての相談ができます(要予約)。  
**とき** 毎週木曜午後1時～5時(1枠1時間)

**事業者向け コロナ関連申請相談**

**国や県の給付金申請の相談など**  
 行政書士に持続化給付金や埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金など、国や県の給付金の申請に関する相談ができます(要予約)。  
**とき** 毎週月曜午後1時～5時(1枠1時間)

**事業者向け コロナ関連労務相談**

**雇用調整助成金の相談など**  
 社会保険労務士に雇用の継続や雇用調整助成金の申請方法などについての相談ができます(要予約)。  
**とき** 毎週月・木曜午前10時～正午(1枠1時間)

**共通事項** **場所** 産業振興課にお問い合わせください。 **対象** 市内に本店または店舗がある事業者の方など  
**持ち物** 相談・申請内容によって異なりますので、ご確認ください。  
**注意** 日時などは変更になる場合があります。随時市ホームページをご覧ください。

|  |   |  |
|--|---|--|
| <br><b>■ 持続化給付金</b>  | <br><b>■ 埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金</b>   | <br><b>■ 雇用調整助成金</b>                                       |
| 感染症拡大による営業自粛などで大きな影響を受けた事業者に対し、事業の継続や再起のために広く使える国の給付金です。<br><b>受付期限</b> 7月17日(金) | 感染症拡大の影響で厳しい経営状況にある県内中小企業・個人事業主の事業継続や再開に向けた取組みを支援する県の支援金です。<br><b>受付期限</b> 7月17日(金) | 経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に、雇用維持のための休業手当に要した費用を助成する国の助成金です。 |

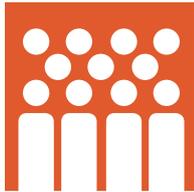
# 市の施設やイベント

## 新しい生活様式

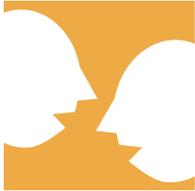
感染症の流行を終息させるため、次のことを意識し、新しい生活様式を心がけましょう。



外出を控える



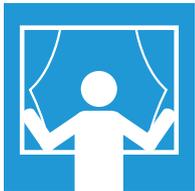
密集を回避



密接を回避



密閉を回避



換気



咳エチケット



手洗い

## マスクの寄附箱を設置します

健康増進センター  
☎049-252-3771

既製品かつ未開封のマスクの寄附をお願いします

不要なマスクがありましたらご寄附をお願いします。

ご寄附いただいたマスクは避難所や福祉施設などに提供します。

**設置場所** 富士見市役所正面玄関、健康増進センター

**設置期限** 8月31日(月)まで

## 市主催のイベントの開催基準

6月1日以降、感染拡大防止対策を講じることができるイベントのみ開催しています。イベントの開催は次の基準を満たす場合とし、感染防止対策が十分担保できない不特定多数の方が集まるイベントなどは、当面の間原則中止または延期します。

### 開催基準

- 入退場時の制限や誘導、手指消毒、マスク着用など、適切な感染拡大防止対策を実施できること
- イベントの前後や休憩時間中の交流を控えることができること
- 3密(密閉、密集、密接)を回避できること
- 食事の提供を行わないこと
- 不特定多数の参加ではないこと
- 参加者名簿を作成するなど、連絡先を把握できること など

## 公共施設の開館について

6月1日以降、感染拡大防止対策を講じたうえで施設を開館しています。施設利用にあたっては、次の感染拡大防止対策を講じたうえでご利用ください。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

### 施設利用にあたってのお願い

- 3密(密閉、密集、密接)回避の徹底
- 原則マスク着用、咳エチケットの徹底
- 発熱、風邪の症状など体調不良時の利用自粛
- 利用前後の手洗いや手指消毒の実施
- ソーシャルディスタンスの確保(1~2m程度)
- 会議室などを複数人で利用する際は利用者名簿の作成と提出 など

